

雫石町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和3年1月5日

雫石町監査委員 小田 純治

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象及び監査実施日

令和2年度（4月から9月まで。ただし、必要がある場合は対象以外にも及ぶ。）における一般会計・特別会計予算に係る財務に関する事務事業の執行及び対象とした小中学校や保育園の備品・財産の管理状況等について監査を行った。

期日			対 象
月	日	曜日	
11	5	木	地域づくり推進課、政策推進課、総合福祉課
	6	金	生涯学習スポーツ課、学校教育課
	9	月	農林課、雫石診療所、出納課
	10	火	健康子育て課、子ども子育て支援室、農業委員会
	12	木	町民課、環境対策室、総務課
	13	金	地域整備課、議会事務局、監査委員事務局
	16	月	観光商工課
	17	火	御明神小学校、にじいろ保育園、雫石中学校
	19	木	税務課、上下水道課、防災課

※ 事前監査 10月19日、20日、21日、22日、23日、26日、27日、28日、29日、30日、11月2日、4日（12日間）

2 監査場所

雫石町役場3階監査委員室、御明神小学校、雫石中学校、にじいろ保育園

3 実施した監査手順

監査の対象となった財務に関する事務事業の執行について、その事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、各課等から提出された資料、及び提示のあった関係書類等により各所属長等から説明を求めるなど、通常実施すべき監査手続きにより実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、各会計における事務事業の執行、並びに対象とした小学校等の財産管理事務は、関係法令及び条例・規則等に基づきおおむね適正に行われているものと認められたが、各課における一部の事務処理について、改善・検討の必要があると思われる事項が見受けられたので、今後適切に措置されたい。

なお、共通事項・個別事項については以下のとおりです。

1 共通事項

(1) 業務完了後の支払い手続きについて

受注者からの請求書の提出が遅れたことによる支払いの遅れが見られることから、完了確認でき次第、請求書を提出するよう指導されたい。

(地域整備課、農林課、子ども子育て支援室)

(2) 長期継続契約の複数年契約について

業務委託や賃貸借契約のうち雫石町長期継続契約に関する条例において締結できることと定められた契約については、複数年での契約の検討を行われたい。

(全課)

2 個別事項

総務課

【注意事項】

(1) 費用弁償の重複支給について

特別職非常勤職員が、一日に2件の用務のため登庁した際、費用弁償を2件分支給していた例が見られた。地方財務実務提要((株)ぎょうせい発行)によると、費用弁償は日数に応じて支給されるものであり、一日に2つの職務に従事しても重複して支給することは出来ないこととされている。所管課が異なる会議等であっても重複支給は出来ないことから、今後同様の事例が発生しないよう、職員に周知徹底を図られたい。

政策推進課

【注意事項】

(1) 業務委託における設計額について

(仮称)再生可能エネルギーマスタープラン策定業務委託について、設計額が一式となっており金額の内訳が分からない状況であった。令和2年度当初予算要求要領3.歳出に関する事項(8)に記載されているとおり積算根拠を明確にされ、経費の適正性・妥当性の確保をされたい。

地域づくり推進課

【注意事項】

(1) 雫石公民館駐車場について

雫石公民館駐車場について、足元が悪い状態であり、舗装について早急な対応を検討されたい。

(2) 旧小学校の備品について

小学校の統廃合から2年半が経過していることから、備品の照合確認による所管替え、売却、廃棄などの手続きを早急に進められたい。

【意見】

(1) 契約書の印紙について

雫石公民館に設置した物置の購入契約書に200円印紙が貼付されているが、物品売買契約は不課税文書であるため、受注者に返還手続きをするよう指導されたい。

(2) 旧大村小学校利活用事業について

旧大村小学校利活用に係る事業化支援業務委託及び主体経営支援業務委託については、本年度で2年目となることから6次産業の商品化や地域組織の法人化について成果を出せるよう着実に取り組まれたい。

税務課

【注意事項】

(1) 町税の未徴収額について

9月末現在における町税（一般会計、国保特別会計）滞納繰越分の未徴収額が約118,600千円となっていることから、公正性・公平性の確保のためにも引き続き積極的な解消に努められたい。

総合福祉課

【注意事項】

(1) 介護保険料について

介護保険料の滞納繰越分が9月末時点で約430万円となっていることから、引き続き滞納の解消に努められたい。

健康子育て課

【注意事項】

(1) 保健センター自動ドア保守点検業務委託について

保健センター（院外薬局）自動ドア保守点検業務委託は、契約期間1年間の長期継続契約となっているが、過去5年間を見ても同額での契約であることから、2年以上の契約期間とされたい。

【意見】

(1) 現金保管庫の鍵の保管について

現金を保管するためのキャビネットの鍵について、事故防止のため取扱管理者を設置することを検討されたい。

子ども子育て支援室

【指摘事項】

(1) にじいろ保育園備品購入について

にじいろ保育園の備品購入（3件）については、同日にそれぞれ同じ2者に見積依頼し随意契約で行われている。この3件の予定価格の総額は、雫石町契約規則第16条別表第2号で規定する額を超えているため、入札に付すべきであり、今後改善されたい。

【注意事項】

(1) 歯科検診医師謝礼金について

7月に実施した保育所歯科検診の医師謝礼金の支出が11月となっていることから、早めの支給手続きをとられたい。

【意見】

(1) 工事契約の印紙について

小規模保育所開設工事請負契約書に1,000円分の印紙が貼付されているが、租税特別措置法により印紙税が500円に軽減措置されることから、受注者に返還手続きをするよう指導されたい。

雫石診療所

【意見】

(1) 休暇の取得について

夏季休暇及び年次休暇取得日数について、医師2名は0日または1日以下の取得であった。また看護師の年次休暇も4日以下の職員がほとんどであったことから、職員の健康増進とワーク・ライフ・バランスを図るため、休暇を取得できる体制づくりについて検討されたい。

農林課

【注意事項】

(1) 特殊作業員の資格確認について

森林病虫害被害拡大防止業務委託における特殊作業員の資格保有状況について、資格証等の提出を仕様書に加えるなどし、確認するよう検討されたい。

観光商工課

【指摘事項】

(1) 補助金・給付金申請書の確認について

中小企業者緊急経営支援補助金及び特に申請件数の多い中小企業者経営応援給付金について、申請書に誤りが散見されることから、受付時に内容をよく確認し、誤りが発見された場合は訂正印をもらうなど、申請書類を整えられたい。

地域整備課

【注意事項】

(1) 住宅使用料の滞納解消について

住宅使用料滞納繰越分について、9月末現在で約600万円が未徴収となっていることから、速やかに解消されたい。

学校教育課

【指摘事項】

(1) 御明神小学校給食室扉の改修について

御明神小学校の給食室の扉が開けづらくなっており、低学年の児童も出入りすることから、早急に改修されたい。

(2) 御明神小学校体育館非常口扉の改修について

御明神小学校体育館の非常口扉が1枚開かなくなっていることから、早急に改修されたい。

【注意事項】

(1) 雫石中学校セミナーハウスについて

雫石中学校のセミナーハウスはダニが発生していることから、消毒等を行い、活用できる状態とされたい。

【意見】

(1) 御明神小学校屋外物置の改修について

御明神小学校屋外物置の老朽化が進んでいることから、扉や窓ガラスの改修を検討されたい。

生涯学習スポーツ課

【注意事項】

(1) 委託契約書の様式について

中央公民館樹木剪定業務等委託契約書について、委託契約の場合、契約書の様式が定められてはいないものの、契約書頭書を使用する場合は、工事請負契約書または印刷製本業務契約書に準じた様式とされたい。